

D 1 - 3 0

5 年 保 存 ( 常 )  
(令和10年12月31日まで)

F N . D 1 - 2 - 0

鹿 交 企 第 8 3 号

令 和 5 年 3 月 2 7 日

各 部 長  
各 参 事 官 殿  
各 所 属 長

本 部 長  
担当 企画指導係 TEL XXXXXXXXXX

遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出に関する解釈について  
(通達)

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）は、令和5年4月1日から施行されることとなった。

そこで、今回の施行に伴い、遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出に関する解釈は、下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、この通達は、令和5年4月1日から施行する。

記

第1 通行届出制度の趣旨

一定の基準を満たす低速・小型の自動配送ロボット等については、実用化を目指して各地で行われてきた実証実験の結果から、一定の安全対策を講ずることによって、歩行者と同様の交通方法で道路を通行させることができるものと認められ、遠隔操作により通行させることを一般的に禁止するまでの必要はないと考えられた。

他方、遠隔操作により通行させている場合には、それを通行させている者がその直近にいないことから、警察官又は交通巡視員（以下「警察官等」という。）が危険防止等の措置を講じ、又は都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が必要な指示等を行うことができるよう、遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所（以下「遠隔操作場所」という。）や遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路において通行させるものに限る。）の使用者（以下「使用者」という。）の連絡先等をあらかじめ把握しておく必要がある。

そこで、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正法」という。）により、人又は物の運送の用に供するための原動機を用いる小型の車であって、遠隔操作により通行させることができるもののうち、車体の大きさ及び構造が歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして、内閣府令で定める基準（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第1条の6で定める基準）に該当するものであり、かつ、内閣府令で定める基準（府令第1条の7で定める基準）に適合する非常停止装置を備えているものが「遠隔操作型小型車」と定義され、原則として歩道又は路側帯を通行すべきこと、歩行者の通行を妨げることとなるときは、当該歩行者に進路を譲らなければならないこと等の通行方法に関する規定が整備されるとともに、使用者は、当該遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所（以下「通行場所」という。）を管轄する公安委員会に一定の事項を届け出なければならないこととされた。

## 第2 解釈

### 1 遠隔操作型小型車の定義

#### (1) 遠隔操作

##### ア 定義

改正法による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第11号の5の規定により、遠隔操作型小型車は、遠隔操作により通行させることができるものであることが前提とされているところ、「遠隔操作」とは、同項第11号の規定により、車から離れた場所から当該車に電気通信技術を用いて指令を与えることにより当該車の操作をすること（当該操作をする車に備えられた衝突を防止するために自動的に当該車の通行を制御する装置を使用する場合を含む。）をいうこととされている。

#### (ア) 車から離れた場所

「車から離れた場所」とは、当該車をすぐに停止させることができる距離より離れた場所をいうものと解されるところ、この距離については、個々の車の性能等に応じて個別具体的に判断されるべきであるものの、一般論としては、1メートルないし2メートル程度を超える距離であると想定される。

また、遠隔操作型小型車を通行させている者（遠隔操作により通行させている者を除く。）は、身体障害者用の車等を人が押したり引いたりすること等によって通行させている場合と同視できることから、法の規定の適用については、歩行者とすることとされていること（法第2条第3項第1号）を踏まえると、「遠隔操作により通行させることができるもの」

とは、車から離れた場所から車体を一時停止させることができる構造を有しているのみでは足りず、前進、後退（転回することにより進路を変えることを含む。以下同じ。）、停止、加減速及び右左折することができるなど、実際に車体を制御することができる構造を有しているものでなければならない。

(イ) 電気通信技術を用いて指令を与えることにより当該車の操作をすること

「電気通信技術を用いて指令を与えることにより当該車の操作をすること」とは、インターネット回線を経由し、又は直接電波を送ることによって車に指令を与えるなど、有線、無線その他の電磁的方式により、信号等を送り、又は伝えることにより、当該車の操作をすることをいうものと解されることから、自動操縦（加減速、右左折等の車が道路を通行する際に必要となる挙動を全てプログラムにより行い、遠隔にいる者が当該車を操作することができないものをいう。）は、これに含まれない。

他方、遠隔操作型小型車は、その遠隔操作に係る性能によっては、車から離れた場所にいる者が遠隔操作を行う際に、遠隔操作型小型車に備えられた装置のセンサー等によって進路上にある障害物を検知し、一時的に減速若しくは停止をし、又は回避する動作をするものがあるところ、このような動作は、車から離れた場所に存在する自然人が都度個別に指令を与えて装置を操作した結果によって行われるものではないが、法第2条第1項第11号の規定により、遠隔操作型小型車に備えられた衝突を防止するために自動的に当該車の通行を制御する装置を補助的に用いる場合も「遠隔操作」に含まれることとなる。

イ 原動機を用いる歩行補助車等との関係

法第2条第1項第9号の規定により、歩行補助車等は、「歩きながら用いる小型の車」であることが要件とされていることから、遠隔操作により通行させることができる車は、これに含まれない。

この点、改正法の施行前は、

- 車と当該車を通行させている者をひもで結び、ひもが当該車から外れ、当該者が当該車から離れた場合には原動機が停止する機能を有する車
- 車と当該車を通行させている者との間での無線通信機能により、当該者が当該車から離れた場合には原動機が停止する機能を有する車

等について、府令第1条第1項に規定する原動機を用いる歩行補助車等の

基準に該当し得ると判断されていたところ、改正法の施行後は、これらの車のうち、遠隔操作により通行させることができる構造を有する車については、遠隔操作型小型車の車体の大きさ及び構造並びに非常停止装置の基準を満たさない限り、その定格出力等に応じて、法上の自動車又は原動機付自転車に該当することとなる。ただし、遠隔操作を行うための通信を断絶するなど遠隔操作を行うことができない構造を有している車、通行させている者を追従する機能を有する車等のうち、府令第1条第1項に規定する基準を満たすものについては、引き続き、原動機を用いる歩行補助車等に該当する。

## (2) 車体の大きさ及び構造

法第2条第1項第11号の5の規定により、遠隔操作型小型車は、車体の大きさ及び構造が歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして府令で定める基準に該当するものであることが要件とされている。

この点、府令第1条の6第1号の規定により、遠隔操作型小型車の車体の大きさについて、長さは120センチメートルを、幅は70センチメートルを、高さは120センチメートル（センサー、カメラその他の通行時の周囲の状況を検知するための装置及びヘッドサポートを除いた部分の高さ）を、それぞれ超えないものである必要がある。

また、同条第2号の規定により、遠隔操作型小型車の車体の構造は、次に掲げるものである必要がある。

- 原動機として、電動機を用いること。
- 6キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。
- 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

## (3) 非常停止装置

遠隔操作型小型車については、遠隔操作により通行させる場合に通信途絶等が生じ、制御不能となったときなどに、警察官等が法第15条の2に規定する危険防止等の措置を講ずる必要があるほか、遠隔操作を行わないで通行させるときに、意図せず遠隔操作機能が作動してしまった場合の安全性を担保する必要があることを踏まえ、法第2条第1項第11号の5の規定により、遠隔操作型小型車は、府令で定める基準に適合する非常停止装置を備えているものであることが要件とされている。

この点、府令第1条の7の規定により、非常停止装置は、次に掲げる基準に適合するものである必要がある。

- 押しボタン(車体の前方及び後方から容易に操作できるものに限る。)の操作により作動するものであること。

- 押しボタンとその周囲の部分との色の明度，色相又は彩度の差が大ききことにより当該押しボタンを容易に識別できるものであること。
- 作動時に直ちに原動機を停止させるものであること。

## 2 遠隔操作による通行の届出

法第15条の3の規定による届出（以下「届出」という。）を要する場合は，遠隔操作型小型車を遠隔操作により道路において通行させる場合に限られることから，遠隔操作を行わないで，遠隔操作型小型車に乗車している者が自ら操作したり，遠隔操作型小型車をすぐに停止させることができる距離にいる者が操作したりすることにより，当該遠隔操作型小型車を道路において通行させるときは，届出を要さず，法第2条第3項第1号の規定により，当該遠隔操作型小型車を通行させている者は，歩行者として扱われることとなる。

また，前記1のとおり，通行させようとする車が原動機を用いる歩行補助車等に該当する場合も，届出を要しない。

なお，遠隔操作型小型車を道路において通行させる者は，遠隔操作を行わないで通行させる場合も，法第14条の4の規定により，府令第5条の3に規定する標識を当該遠隔操作型小型車の見やすい箇所に付けなければならないこととされている。